



令和7年度

保育所継続入所の手続き および転園希望について の注意事項 (必ずお読みください。)



提出期日	令和6年10月31日(木)
提出先①	ぴったりサービス(電子申請) ※申請にはマイナンバーカードが必要です ※詳細は「3 現況届の提出について」のQRコードをご参照ください。
提出先②	在籍中の保育所

★ 国が運営するマイナポータルの「ぴったりサービス」を利用して、現況届の提出をオンラインで行うことができます。詳しくは、ぴったりサービス内で手続きに必要な添付書類や手続き方法などを御確認ください。

問い合わせ先 〒198-8701

青梅市東青梅1-11-1

0428-22-1111(内線 2147・2148・2149)

青梅市こども家庭部こども育成課 保育・幼稚園係 施設給付係

令和7年度保育所継続入所の手続きについての注意事項

1 保育所継続入所の手続きについて

現在市内に住民票があり、令和7年度も継続して入所を希望される場合は、「令和7年度教育・保育給付認定現況届」（以下「現況届」といいます。）を**必ず提出してください**。現況届は、入所児童一人につき1枚、提出してください。今年度末で退園する場合は、退園届の提出が必要となりますので、速やかに、こども育成課にて手続きを行ってください。

2 保育所の認定基準および必要書類について（保育所に継続入所できる基準）

以下の条件により保護者が児童の保育を必要とすると認められる場合、保育所に継続して通うことができます。以下の条件を満たすことを証明する書類を現況届に添付して提出してください。

なお、必要書類については、現在（提出時点）の事由にあったものを添付してください。提出後に事由が変更となった場合は、その都度こども育成課で手続きが必要となります。

就労証明書は就労先等で漏れがないように記入してもらってください。書類不備で認定基準の内容が確認できない場合、お子さんの保育所の入所が解除となりますので御注意ください。

★下記書類は児童一人につき父母それぞれ1部ずつ必要となりますが、兄弟姉妹がいる場合は一方に原本をつけていただければ、もう一方はコピーでも構いません。

事由	必要書類	児童の保育を必要とすると認められる要件
就 労	・就 労 証 明 書 (令和6年10月以降に発行されたもの) ※9月中旬に発行されたものをすでに市に御提出済みの方で、10月以降の再発行が難しい方は御相談ください。	居宅外や自営等で、 週3日以上(日曜日は含まない。) で、かつ、 実務で1日4時間以上の仕事 をしていることを常態としている場合
		内職で、 月収15,000円以上(産後1年未満は、月収10,000円以上)の実績 がある場合
育児休業	(就労証明書の育児休業に関する項目にも必要事項を記入してもらう)	入所中の児童(上の子)の弟または妹(下の子)の出生に伴い、就業規則等に定める育児休業を取得している場合(下の子が生まれた日から1年6か月が経過する月の末日、または、満1歳に達する日の属する年度の翌年度4月末日のいずれか長い期間までに職場復帰する場合は、下の子の育児休業を取得中であっても上の子は継続して入所が認められます。ただし、前記の期限までに理由を問わず職場復帰していない場合、下の子が生まれた日から1年6か月に達する日の属する月末、または、満1歳に達する日の属する年度の翌年度4月末日をもって、上の子は 解除(退園) となります。)
出 産	・母子手帳の写し (表紙・予定日が確認できるページ)	出産の場合(出産予定月を挟んで前後2か月の計5か月以内) ※出産要件の前後も、出産以外の要件に該当していること
病気・障害等	・診断書 または 障害者手帳 の写し ・病気等状況報告書	保護者が病気や負傷または心身に障害があり、療養をしなければならない場合(診断書は、令和6年10月以降に発行されたもの)
介護・看護	・診断書 または 障害者手帳 や 介護保険被保険者証 等の写し ・介護・看護状況報告書	長期にわたる病気や負傷で療養または心身に障害のある親族の看護に常時当たっている場合(診断書は、令和6年10月以降に発行されたもの)
就 学	・在学証明書 ・授業カリキュラム	1日4時間以上で週3日以上(日曜日は含まない。) 居宅外で、就学または技能習得を行っている場合(自動車教習所・パソコン教室は認められません。)原則として、学校法人の学校、専門学校など
災害復旧等	・具体的状況を証明する書類	地震、火災や風水害などの災害に遭い、家屋の破損のため復旧等に当たっている場合や両親が不在の場合など ※事前にこども育成課保育・幼稚園係に御相談ください。

注1 提出された書類の内容に**虚偽の事実**(就労していないのに証明書だけ書いてもらった・介護の実態がないなど)が発覚した場合または保育所の入所基準に該当しなくなった場合は、保育所の入所が解除(退園)となります。

注2 提出していただいた書類の内容について、随時、就労先等に調査・確認をいたします。

注3 書類不備等の理由により市役所に来庁していただく場合があります。

注4 保育児童および同居の家族が障害者手帳または特別児童扶養手当証書を所持している場合、保育料・副食費の徴収可否が変更になることがありますので手帳・証書の写しを添付してください。

3 現況届の提出について

提出期日	令和6年10月31日(木)
提出先①	ぴったりサービス(電子申請) ※申請にはマイナンバーカードが必要です
提出先②	在籍中の保育所



いずれかの提出先に御提出をお願いします。なお、電子申請にて御提出の場合、在籍中の保育所に電子申請にて提出した旨をお伝えください。

正当な理由なく現況届や必要書類が期限までに提出されない場合は、保育所の入所が解除となります。なお、期限までに提出できない場合、家庭の事情などで必要書類をそろえることができない場合は、必ず事前に、こども育成課保育・幼稚園係に御相談ください。

4 令和7年度の保育料決定について(0~2歳児クラス)

保育料は、市民税額にもとづき決定しています。令和7年4月~8月の保育料は令和6年度市民税額、9月~3月の保育料は令和7年度市民税額をもとに算定します。

なお、3歳~5歳児クラスまたは各世帯の第2子以降の保育料は無償化となります。

5 令和7年度の副食費について(3~5歳児クラス)

副食費(月額4,500円)は保護者負担のため保育所に直接お支払いいただきます。

なお、市民税所得割額が57,700円未満の世帯、市民税所得割額が77,101円未満のひとり親世帯等および各世帯の第3子以降(3~5歳児クラスに3人以上児童がいる場合、上から3人目以降)の児童は免除となります。

※副食費の金額は施設によって異なる場合があります。

※令和6年度については、月額上限2,000円の補助を実施しているため、施設で定める副食費との差額を施設にお支払いいただきます。令和7年度も同様の補助を実施することを検討しております。

※0歳~2歳児クラスについては、保育料に副食費が含まれているため御負担いただく必要はありません。

6 保育料の口座振替・自動振込納付のお願い(認可保育所を御利用の方のみ)

払い忘れの防止や保護者の方の利便性から、口座振替による保育料納付をお願いいたします。

下記の金融機関の国内全店舗の口座から振替が可能となっております。

また、ゆうちょ銀行でも自動払込を取扱っております。

りそな銀行・埼玉りそな銀行・みずほ銀行・きらぼし銀行・青梅信用金庫
西武信用金庫・西東京農業協同組合・飯能信用金庫・東京厚生信用組合・ゆうちょ銀行

口座振替の新規申込みや口座変更を御希望の方は、申込用紙をお送りしますので、こども育成課保育・幼稚園係に御連絡ください。(申込みは、各金融機関窓口になります。)

※ 当該月に1日でも在籍すると、1か月分の保育料がかかります。当該月の保育料は、当該月の月末までが納期限となっております。なお、登園日数による保育料の日割り計算はいたしません。

現況届や就労証明書は記入漏れ等不備がないか、記入例・見本をよく御確認の上、御提出ください。

特に、就労証明書に不備があると改めて取得いただくことがありますので御注意ください。
必要書類や記入例等はホームページにも掲載しています。(右のQRコードをご参照ください。)



▲ホームページ
QRコード

《 令和7年度4月から転園を希望される方は裏面をよくお読みください。 》

令和7年4月から転園を希望される方への注意事項

転園を希望される方も、現況届の提出が必要です。令和6年10月31日（木）の提出期日までに在籍中の保育所等に現況届を提出の上、以下のとおり転園希望の手続きをお願いいたします。転園希望の届出用紙は、こども育成課に用意がございます。

なお、令和7年1月6日（月）から3月10日（月）までの受付分については、4月第二次選考となり、その後は5月以降の取扱いとなります。

受付場所	こども育成課（青梅市役所1階12B窓口）
受付日	<u>令和6年12月2日（月）～令和6年12月27日（金）</u> ※土曜日、日曜日、祝日は受け付けておりません。
受付時間	午前8時30分～午後5時00分 ※毎週平日木曜日は午後8時まで

※現況届の際は就学中であったが、4月からは就職が決定している場合等、現況届提出時と令和7年4月時点の保育を必要とする事由が異なる場合は、必ず令和7年4月時点の保育を必要とする事由にあった必要書類を転園の手続きの際に御提出ください。

◎ 転園希望先の申請数について

上記期間の申請数を令和7年1月14日（火）からこども育成課窓口およびホームページにおいて公表します。



◎ 青梅市外の保育所に転園を希望される方

現在、青梅市内の保育所に入所中で、令和7年4月以降青梅市外の保育所に転園を希望される方につきましては、入所を希望する市区町村に申込期日等を確認の上（申込期日や必要書類等は各市区町村により異なります）、青梅市役所こども育成課で申込手続きを行ってください。（申請書を希望先市区町村に郵送しますので、期日に間に合うよう1週間前までに申請してください。）

◎ 転園希望に関する注意事項（必ずお読みください。）

- （1）受付期間以降の転園希望取下げまたは転園決定後の取下げは、一切お受けできません。いずれの場合でも、**取下げは退園（現在在籍中の保育所および転園希望先の保育所の両方とも）**となります。**転園を希望される場合は、事前によく検討してください。**
- （2）現況届を提出した後に、児童の保育を必要とすると認められる要件が変更したにもかかわらず、そのことを証明する書類が期日までに市へ提出がない場合、**転園希望を受理することができません**ので御注意ください。

以上